部長及び参事官　　少年発第56号
殿　　令和４年４月27日
所属長　　５年保存（口訓）
本部長

少年事件の捜査管理の徹底について（通達乙）

少年事件の捜査において、不適切な捜査管理による長期未処理や、捜査書類の紛失、隠匿等不適正な行為が発生すれば、捜査を遂げることができなくなるだけでなく、被害の回復や被疑少年の立ち直りに重大な支障をきたすこととなる。

各署にあっては、下記の点に留意し、引き続き少年事件の捜査管理の徹底に努められたい。

記

１　迅速な捜査

犯罪の被害者は、事件の当事者として事件手続や捜査の進展状況に強い関心を持っており、とりわけ、事件の終結によって不安の解消、自身の被害回復及び被疑者の処分が早期に行われることを強く望んでいる場合が多い。

一方、被疑少年においても、その更生を期するためには、非行の内容や少年の特性に応じた措置を速やかに執ることが必要である。

少年事件の捜査が著しく遅延することは、それだけ被害の回復を妨げるだけでなく、被疑少年の立ち直りを阻害することにもなりかねない。

また、遅延のため年齢超過となり20歳以上の者に係る事件として取り扱うに至れば、被疑少年が家庭裁判所の審判を受ける機会を失うこととなる。

よって、少年事件捜査を担当する者は、事件を迅速に捜査すること。

また、少年事件選別主任者等の少年事件捜査担当幹部は、捜査の進捗管理を適正に行うこと。

２　少年事件等掌握管理システム等を活用した確実な管理

(1)　捜査の進捗状況等の定期的な確認及び必要な指導

少年事件選別主任者等の少年事件捜査担当幹部は、署で取り扱っている少年事件について、少年事件等掌握管理システム等を活用して捜査の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて適切な指導・助言を行うなどして、迅速的確な捜査を図ること。

(2)　少年事件選別主任者への報告・連絡の徹底

少年事件については、少年の特性を十分に踏まえた捜査や調査が行われるように、所属長は、措置の選別及び処遇意見の決定、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっては、少年事件選別主

任者の意見を聴くものとされている。

したがって、少年事件捜査を担当する者は、少年事件選別主任者が捜査の各段階において所属長に対して適切な意見を述べることができるように、捜査の進捗等について、適時かつ的確な報告・連絡を徹底すること。

また、少年事件等掌握管理システム等の活用に際して、登録漏れを防止するためには、例えば、地域警察官が取り扱った事案に関する捜査書類等の作成、引継ぎ及び返戻状況を把握するための簿冊、勤務日誌、検挙報告、犯罪事件受理簿等と突き合わせるなど、点検を励行すること。

(3)　処理状況の報告

少年事件を取扱う所属長は、前月分の処理状況を毎月６日までに、少年事件等掌握管理システムの「少年事件等の未処理状況表」及び「少年事件入力表」により、少年課を経由して報告すること。

３　教養の徹底

少年事件選別主任者等の少年事件捜査担当幹部は、少年事件を担当することとなった者に対して、少年警察活動の基本を含めた重点的な教養を実施すること。

また、地域部門、刑事部門等他部門において捜査を担当する者に対しても、同様に教養を実施すること。